

営業等・農業・不動産・山林所得を申告される方へ（お願い）

- 申告時には必ず次の書類をご持参ください。書類がない場合は受付できない場合があります。
 - 1 収支内訳書（必ず各自で記入してきてください）
 - 2 収入金額を証明する書類（販売証明・帳簿・通帳・給付金の種類及び金額が分かるものなど）
 - 3 領収書・証明書等（農業協同組合発行の購買リスト・農業共済組合が発行する水稻共済金の各振込みのお知らせ）・市発行の減価償却表など
- 新しく機械等（減価償却資産）を購入されたときは販売証明が必要です。

申告相談会場の混雑緩和にご協力ください

- ～作成に時間を要する書類の事前作成～
 - 申告相談会場での滞在時間を短縮するため、相談に時間を要する収支内訳書及び医療費控除の明細書はあらかじめご自宅での作成をお願いします。
- ～申告書は郵送でご提出ください～
 - 完成した 市民税・県民税の申告書は郵送での提出が可能です。申告受付窓口の混雑緩和を図るためにも、可能な限り郵送での申告をお願いいたします。
 - 郵送する際、完成した申告書（必ず電話番号を記載してください）、添付書類及び本人確認書類の写しを封筒に入れてご郵送ください。税務課の受付印を押した控えが必要な方は、返信用封筒（宛先・宛名を記入し、切手を貼ったもの）も同封してください。
- ※市民税・県民税の申告について、令和8年度申告分（令和7年中の収入に対する申告分）から電子化が開始されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告相談期間および会場

- 期間：2月16日月から3月16日月まで（土日祝除く）午前8時30分から午後4時まで
- 会場：阿南市役所 1階多目的スペース（正面玄関の右側） ※相談開始は午前9時から
- 所得税の還付等、簡易な内容に限り確定申告の受付も行います。
 - ※分離課税・住宅借入金等特別控除・青色申告・準確定申告・過年分の確定申告は阿南市役所では受付できません。
 - ※内容によっては阿南税務署へご案内させていただく場合があります。
- 会場の混雑が予想されますので、確定申告をされる方は、便利なe-Tax（電子申告）をご活用ください。ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単に申告することができ、大変便利です。

申告期間中の注意点

- 1.市役所申告会場の駐車場について
駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車またはバイクでお越しの方は、地下駐車場及び庁舎東側の駐車場をご利用ください。また、駐輪場は、庁舎西側と東側に設けています。
- 2.申告期間中の電話問い合わせについて
2月16日月から3月16日月は、市民税係職員の多くが受付会場に移動しているため、すぐに対応できない場合があります。電話でのお問い合わせは、できるだけ2月13日金までをお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。

地区別出張申告相談

各会場の受付時間は、午前10時から午後3時30分まで（伊島漁協では午後3時まで）です。

※混雑の状況により、受付時間が変更になる場合がございますので、ご了承ください。

日 程	受 付 会 場	受付できる地区
2月17日(火)	桑野公民館	桑野・内原山口・阿瀬比
2月18日(水)	長生公民館	長生
2月19日(木)	加茂谷公民館	楠根・熊谷・吉井・加茂深瀬・十八女・水井大井・大田井・細野
2月20日(金)	大野公民館	上大野・中大野・下大野
2月24日(火)	那賀川支所	三栗・北中島色ヶ島・敷地・黒地
2月25日(水)	那賀川支所	大京原・原・西原・江野島・小延・島尻
2月26日(木)	那賀川支所	赤池・古津・上福井 苅屋・工地・芳崎
2月27日(金)	那賀川支所	今津浦・八幡・手島 豊香野・日向・中島
3月2日(月)	羽ノ浦公民館	岩脇
3月3日(火)	羽ノ浦公民館	古庄・古毛・明見

※富岡地区、宝田地区、中野島、見能林地区の方は、阿南市役所をご利用ください。

※地区別出張申告相談の閉場時間は午後3時30分ですのでご注意ください。

令和8年度（令和7年分所得）
市民税・県民税申告の手引



市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民の皆様方のご協力をいただきありがとうございます。令和8年度の市民税・県民税の申告書は、課税資料として重要となりますので、**3月16日までに提出してください。**
なお、無収入の方でも所得証明などの証明書が必要となる方、各種行政サービスの提供を受けるため所得確認が必要となる方は、申告をお願いします。

申告期間 … 2月16日(月)から3月16日(月) まで

- 1 令和8年1月1日現在、阿南市に住所を有する方で、次に該当する方
- (1)前年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に所得のあった方
 - (2)給与所得者で次に該当する方
 - (ア)勤務先から市役所への給与支払報告書の提出がない方
 - (イ)給与以外の所得があった方
 - 給与所得者で給与所得以外の所得の合計が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告をする必要があります。
 - (ウ)扶養の変更や所得控除（雑損・医療費・寄附金など）の追加がある方
 - ※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
 - (エ)前年中に会社等を退職し、年内に再就職していない方
 - (3)公的年金等の受給者で次に該当する方
 - (ア)受給先から市役所への公的年金等支払報告書の提出がない方
 - (イ)公的年金以外の所得があった方
 - 公的年金収入の金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告をする必要があります。
 - (ウ)雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除などを受けようとする方
 - ※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
 - (4)国民健康保険に加入されている世帯主のうち、給与・年金などの課税所得がない方
 - 詳しくは税務課諸税係（TEL22-1114）までお問い合わせください。

2 令和8年1月1日現在、阿南市に住所を有しない方で、阿南市内に事務所・事業所または家屋敷を有する方

※市民税・県民税申告においては、**個人番号（マイナンバー）**を使用します。
市役所へご提出いただく市民税・県民税申告書にはマイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（本人確認書類：マイナンバーカード または 通知カード＋運転免許証など）

- 1 申告書
- 2 給与収入がある方は、前年中の源泉徴収票、給与明細、支払証明書など
- 3 公的年金等の源泉徴収票
- 4 営業等・農業・不動産などの収入がある方は収支内訳書（必ず各自で記入してきてください）及び、前年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など（裏表紙参照）
- 5 前年中に支払った生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または納付（控除）証明書など
- 6 雑損・障害者・勤労学生各種控除を受けられる方は、領収書・支払証明書・障害者手帳など
- 7 医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書（必ず各自で記入してきてください）
※添付がない場合は、医療費控除の適用ができませんのでご注意ください。
- 8 寄附金税額控除を受けられる方は、寄附金の領収書など
- 9 所得税の確定申告をされる方は、e-Tax の利用者識別番号が分かるもの
利用者識別番号をお持ちの方は、ご自宅等で簡単に e-Tax（電子申告）で確定申告をすることができます。
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

申告が必要な方

※令和7年分の確定申告をされる方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

申告に必要なもの

1 主な所得の種類（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得）

種 類	内 容
営業等所得	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得と、医師、弁護士、大工、外交員、集金人など自由職業または畜産業、漁業など農業以外の事業から生ずる所得です。なお、収入金額は源泉徴収された所得税を差し引く前の金額を記入してください。
農業所得	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕・養豚・養鶏などの事業から生ずる所得です。
不動産所得	土地や建物などの不動産、地上権、永小作権、借地権などの不動産上の権利などの貸付けによって生ずる所得です。
利子所得	公社債および預貯金の利子ならびに合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。
配当所得	株式や出資に係る剰余金の配当・分配、利益の配当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞などの所得のことです。所得は前年中に収入することが確定した金額（源泉徴収された所得税を差し引く前の金額）で勤務先より受領した源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。給与所得の金額は「簡易給与所得表」により求めます。なお、申告時には源泉徴収票またはその写しをご持参ください。
雑所得	雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得および一時所得のいずれにも当たらない所得をいい、公的年金等、非営業用資金の利子、副業に係る所得が該当します。 (1)公的年金等 受給者の年齢 公的年金収入金額 割合 控 除 額 65 歳 未 満 昭和 36 年 1 月 2 日 以後 に 生まれた人 1,300,000 円以下 ー 600,000 円 4,100,000 円以下 75% 275,000 円 7,700,000 円以下 85% 685,000 円 7,700,000 円超 95% 1,455,000 円 65 歳 以 上 昭和 36 年 1 月 1 日 以 前 に 生まれた人 3,300,000 円以下 ー 1,100,000 円 4,100,000 円以下 75% 275,000 円 7,700,000 円以下 85% 685,000 円 7,700,000 円超 95% 1,455,000 円 公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額を 10 万円減額、2,000 万円を超える場合は控除額を 20 万円減額となります。 (2)業 務…副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものです。 (3)そ の 他…(1)(2)以外のものです。
譲渡所得	[総合譲渡]…ゴルフ会員権、機械器具、骨董品などの譲渡による所得です。 [分離譲渡]…土地、建物、株式等資産の譲渡による所得です。
一時所得	賞金品、懸賞金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金・損害保険金の返戻金などの所得です。
退職所得	退職により勤務先から受ける退職手当などの所得です。市民税・県民税では退職所得は退職時に課税され、他の所得と分けて計算されます。
山林所得	5年以上保有している山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによって生ずる所得です。

2 所得控除金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払ったもの）

種 類	内 容	控 除 額
雑損控除	災害・盗難等により資産に損失が生じた場合(消防署か警察署等の証明書添付) ①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②（損失額－保険金等による補てん額）のうち災害関連支出金額－5万円	①と②のうち、いずれか高い方の金額

種 類	内 容	控 除 額
医療費控除	(支払額)－(補てん額)－(10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い金額)	最 高 200万円
スイッチ OTC 薬 控 除	(スイッチOTC対象医薬品の支払額)－(補てん額)－1万2千円	最 高 8万8千円
	※医療費控除とスイッチOTC薬控除を併用することはできません。	
社会保険料 控 除	国民(厚生)年金掛金、国民健康保険税(料)、雇用保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、各共済組合掛金など	支払保険料 の 合 計
小規模企業 共済等掛金 控 除	第1種共済契約に基づく掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金	支払保険料 の 合 計
生命保険料 控 除	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高7万円)	
	新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結したもの)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	12,000円以下	支払った保険料の金額
	12,001円～32,000円	(支払った保険料の金額) ×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	(支払った保険料の金額) ×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
	旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結したもの)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	15,000円以下	支払った保険料の金額
15,001円～40,000円	(支払った保険料の金額) ×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	(支払った保険料の金額) ×1/4+17,500円	
70,000円超	35,000円	
※新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した金額の合計額が控除額となります(最高2万8千円)。		
地震保険料 控 除	地震保険料、旧長期損害保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高2万5千円)	
	地震保険料	
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
	50,000円以下	支払額×1/2
	50,000円超	25,000円
	旧長期損害保険料 (平成18年12月31日までに締結したもの)	
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
	5,000円以下	支払った保険料の金額
5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	
15,000円超	10,000円	
障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が次に該当する場合	
	①精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある人 ②知的障害者 (療育手帳交付者) … Aは特別障害者 ③精神障害者保健福祉手帳交付者 … 1 級は特別障害者 ④身体障害者手帳交付者 … 1・2 級は特別障害者 ⑤年齢 65 歳以上の人で、その障害の程度が①、②または④に掲げる方と同程度であるとして福祉事務所長の認定を受けている人	障 害 者 260,000 円 特別障害者 300,000 円 同 居 特別障害者 530,000 円

※この説明書は、現行法により作成してありますので、税法の改正により内容が変わることがあります。

種 類	内 容	控 除 額															
寡 婦 控 除	①夫と死別後再婚していない人、または夫が生死不明の人で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人 ②夫と離別後再婚していない人や、夫が生死不明の人で、扶養親族があり、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人	260,000円															
ひとり親控	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人	300,000円															
勤 労 学 生 除	大学生・高校生・一定の専修学校の生徒等で、前年の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の人	260,000円															
配偶者控除	合計所得金額が 1,000 万円以下の納税者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が 58 万円以下の人。上記のうち昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれの人は老人配偶者。※内縁関係の人は配偶者には該当しません。 <table><tr><th>納税義務者の合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><td></td><td>控除対象配偶者</td><td>老人控除対象配偶者</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納税義務者の合計所得金額	控除額			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	
納税義務者の合計所得金額	控除額																
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者															
900万円以下	33万円	38万円															
900万円超 950万円以下	22万円	26万円															
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円															
基 礎 控 除	<table><tr><th colspan="2">合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td colspan="2">2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td></td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td></td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td></td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額		控除額	2,400万円以下		43万円	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	2,450万円超 2,500万円以下		15万円	2,500万円超		適用なし	
合計所得金額		控除額															
2,400万円以下		43万円															
2,400万円超 2,450万円以下		29万円															
2,450万円超 2,500万円以下		15万円															
2,500万円超		適用なし															

※年齢の判定は、令和7年12月31日時点（前年中に死亡している場合は死亡時点）です。

● 課税総所得金額の計算

所得金額の合計額		所得から差し引かれる金額の合計額	=	課税総所得金額	
	円			千円	

● 税額の計算

区分	課税総所得金額	税率	算出税額	税額控除等	所得割額	均等割額	年税額
区民税	千円	× 6 %	円	－	百円	円	百円
県民税	千円	× 4 %	円	－	百円	円	百円

● 税額控除等

（配当控除）			（住宅借入金等特別税額控除）			（寄附金税額控除）			
配当所得	課税所得金額	市民税	県民税	前年分の所得税において平成21年から令和7年12月末までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①と②のいずれか少ない方の金額。			税額控除の対象となる寄附先の団体		
	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 （特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年・平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）			① 都道府県・市町村または特別区（ふるさと納税） ② 住所地の道府県共同募金会・日本赤十字支部 ③ 県、市が条例で指定する団体 基本控除額＝（寄附金額－2,000円）×10% （市民税 6%、県民税 4%） ※寄附金額は、総所得金額等の30%が限度です。 ①のうち特例控除の対象となる寄附金については、特例控除が加算されます。 特例控除＝（寄附金額－2,000円） ×（90%－所得税の税率×1.021） ※特例控除額は市・県民税所得割額の20%が限度です。		
	1,000万円超の部分	0.8%	0.6%						
（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）				前年分の所得税額 （税額控除適用前の金額）					
区 分		市民税	県民税	② 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%（限度 97,500 円） ※居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を言ふ。）又は特例特別特例取得に該当する場合は 7%（限度 136,500 円）					
配当割または株式等譲渡所得割		3/5	2/5	市民税 3/5 県民税 2/5					

（所得金額調整控除） ※①及び②の両方に該当する場合は、①の控除後に②が控除されます。

①給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する人	②給与所得と年金所得の合計金額が 10 万円を超える人
・ 特別障害者に該当する ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ・ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する 《計算式》（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%	《計算式》（給与所得＋公的年金等雑所得）－10万円 ※給与所得、公的年金等に係る雑所得ともに上限額 10 万円

※一部所得や控除等については、各年度の納税通知書が送達されるまでに申告していただく必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

令和8年度 市民税・県民税の主な改正点	・ 給与所得控除の見直し ・ 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ ※ 詳細については阿南市ホームページをご参照ください。	・ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設 ・ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長
------------------------	---	--